

議案第18号

令和5年度鳥取県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和5年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間販売電力量 67,367,109 kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業収益	1,513,589千円
第1項 営業収益	1,422,143千円
第2項 営業外収益	91,446千円
支 出	
第1款 電気事業費	2,538,853千円
第1項 営業費用	2,214,290千円
第2項 営業外費用	324,563千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額147,832千円は、過年度分損益勘定留保資金147,832千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	798,304千円
第1項 企業債	331,600千円
第2項 繰延運営権対価	466,704千円

支 出

第1款 資本的支出	946,136千円
第1項 建設改良費	340,858千円
第2項 企業債償還金	604,414千円
第3項 その他投資	864千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電所保護継電器ほか点検業務委託	令和6年度	5,790千円
小型電子計算機等保守業務委託	令和6年度から 令和7年度まで	11,876千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
電気事業費に充当	千円 331,600	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の	10%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又

		<p>全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。</p>	<p>行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。</p>
<p>(一時借入金)</p> <p>第7条 一時借入金の限度額は、331,600千円と定める。</p> <p>(予定支出の各項の経費の金額の流用)</p> <p>第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。</p> <p>(1) 営業費用と営業外費用との間</p> <p>(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1) 職員給与費 294,559千円</p> <p>(2) 交際費 50千円</p> <p>(他会計からの補助金)</p> <p>第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">補 助 の 目 的</p> <p>(1) 職員の児童手当に要する経費 2,124千円</p> <p>(たな卸資産購入限度額)</p>				

第11条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

(1) 小鹿第一発電所

種類	名称	数量
建物	発電所本館改修等	延床面積312.00平方メートル
構築物	導水路改修等	水路延長1,500メートル
機械装置	水車発電機(3,950kVA)等	一式

(2) 小鹿第二発電所

種類	名称	数量
建物	発電所本館改修等	延床面積513.00平方メートル
構築物	導水路改修等	水路延長1,500メートル
機械装置	水車発電機(5,850kVA)等	一式

令和5年2月13日提出

鳥取県知事 平井伸治